

2013年12月19日 全4頁

法律・制度のミニ知識

公正取引委員会の審判制度の廃止

2013年の独占禁止法改正

金融調査部 主任研究員
堀内勇世

[要約]

- 2013年（平成25年）12月7日、独占禁止法を改正する法律が成立した。
- 今回の改正内容は、公正取引委員会が行う審判制度の廃止などである。この審判制度とは、企業などが公正取引委員会から独占禁止法違反で課徴金の行政処分を受けた場合などに、まず不服申立をするための制度である。
- 施行は、公布の日から起算して1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日からとされている。

1. 独占禁止法の改正

2013年（平成25年）12月7日、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」（以下、「改正法」という）が成立しました^(注1)。これは独占禁止法（もしくは独禁法）と呼ばれる法律を改正するものです。独占禁止法の正式名称は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」というので、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 の一部を改正する法律」という名になっているのです。

(注1) この改正法の法案段階のものは、公正取引委員会の以下のウェブサイトで見ることができます。なお公布は2013年（平成25年）12月13日です。

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h25/may/130524.html>

独占禁止法と聞いてもなかなかぴんとこないかもしれませんが、新聞やニュースなどでその名を目にしたことはあるのではないのでしょうか？

独占禁止法は「公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすること」（引用）を目的とするものです。これは独占禁止法を担当する公正取引委員会のウェブサイトからの引用^(注2)ですが、独占禁止法はこの目的のために、カルテルや優越的地

位の濫用などを規制しており、公正取引委員会は目を光らせています。

(注2) 公正取引委員会の以下のウェブサイトからの引用です。

<http://www.jftc.go.jp/dk/dkgaiyo/gaiyo.html>

今回の改正内容は、公正取引委員会が行う審判制度の廃止などです（この点については後述します）。施行は、公布の日から起算して1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日からとされています。

この改正法の案は、2013年（平成25年）5月24日に政府から第183回国会（会期：2013年1月28日～同年6月26日の150日間）に提出されました。その後、第184回国会（会期：2013年8月2日～同年8月7日の6日間）を経て、第185回国会（会期：2013年10月15日～同年12月8日の55日間）で成立しました^(注3)。

(注3) これまでの国会の会期については、衆議院及び参議院の以下のそれぞれのウェブサイトで見ることができます。

http://www.shugin.go.jp/index.nsf/html/index_shiryu.htm

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/kaiki/index.html>

国会提出から成立まで時間はかかっていますが、これは他に懸案事項が山積していたためなかなか審議が進まなかったからだろうと思われます。

2. 改正内容

(1) 公正取引委員会が行う審判制度の廃止

今回の改正の中心は、公正取引委員会が行う審判制度の廃止です。

一般に「審判」と言われても馴染みはないと思います。企業などが公正取引委員会から独占禁止法違反で課徴金の行政処分を受けた場合などに、（不服ある場合にですが、）まず不服申し立てをするための制度です。そして審判における結果（審決）に不服ある場合には、東京高等裁判所に不服申立をするという制度です（4ページの図表参照）。

現在のような制度になったのは、2005年（平成17年）の独占禁止法の改正によってです。あまり時間がたっていないともいえるのですが、行政処分をした公正取引委員会が自らその行政処分の適否を判断することになるとして批判などもありました。そこで、2009年（平成21年）の独占禁止法の改正の際には、見直すべきことが唱えられました^(注4)^(注5)。その後、時間がかかりましたが、今回、公正取引委員会が行う審判制度を廃止する独占禁止法の改正がなされました。

(注 4) より具体的な経緯については、公正取引委員会のウェブサイト (<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h25/may/130524.html>) に次のとおり記載されています。

独占禁止法については、平成 21 年に成立した一部改正法（平成 21 年法律第 51 号）の附則第 20 条第 1 項において、「審判手続に係る規定について、全面にわたって見直すものとし、平成二十一年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とされ、また、同法案に係る衆議院及び参議院の経済産業委員会の附帯決議においては、「検討の結果として、現行の審判制度を現状のまま存続することや、平成十七年改正以前の事前審判制度へ戻すことのないよう、審判制度の抜本的な制度変更を行うこと」とされた。

(注 5) 過去にも審判制度を廃止する独占禁止法の改正案が政府から提出されたことがあります。2010 年（平成 22 年）3 月、第 174 回国会（会期：2010 年 1 月 18 日～同年 6 月 16 日の 150 日間）に提出され、第 181 回国会（会期：2012 年 10 月 29 日～同年 11 月 16 日の 19 日間）において衆議院解散に伴い審査未了となりました。なお、審判制度に関する議論については、参議院の以下のウェブサイトに掲載されている、参議院調査室作成資料「立法と調査 346 号（平成 25 年 11 月 1 日）」に掲載の「公正取引委員会の審判制度— 審判制度の在り方をめぐる議論 —」（経済産業委員会調査室 安藤利昭）をご参照ください。

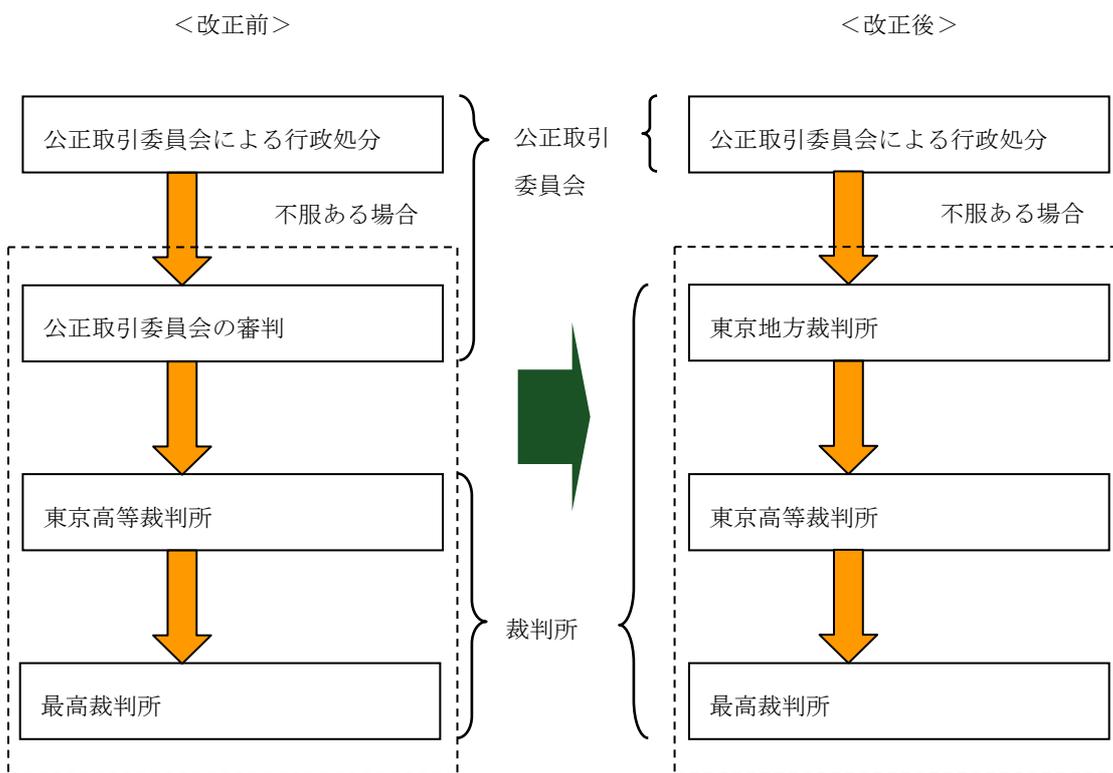
http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2013pdf/20131101110.pdf

（２）不服申立は東京地方裁判所に

公正取引委員会が行う審判制度を廃止したあと、公正取引委員会の課徴金などの行政処分に対する不服申立は裁判所にすることになりますが、まず地方裁判所の中の東京地方裁判所に不服を申し立て、判断を求めることになりました。その後必要に応じて、東京高等裁判所、最高裁判所と順に判断を求めることになります。簡単に示せば図表のようになります。なお、不服申立をまず行う先を東京地方裁判所に限定したのは、事案を一箇所に集めて、判断の合一性を確保するとともに裁判所における専門的知見の蓄積を図るためだとされています。

また、公正取引委員会が行う審判制度の廃止に併せて、「実質的証拠法則」（改正前の独占禁止法第 80 条）などは廃止されることになりました。なお、実質的証拠法則とは、公正取引委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときには、裁判所を拘束する旨の規定です。

図表 公正取引委員会の行政処分に対する不服申立制度の変更



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

(3) 処分前手続の更なる充実・透明化

公正取引委員会が課徴金などの行政処分を出す場合の手続き（処分前手続）についても、更なる充実・透明化に向けて整備が図られています。

一つめは、公正取引委員会が事件ごとに指定する職員（法案提出段階には「手続管理官」という仮称が示されています）が主宰する意見聴取手続の制度の整備です。例えば、予定される行政処分の内容など（予定される行政処分の内容、公正取引委員会の認定した事実、法令の適用、主要な証拠）が、公正取引委員会の担当者から意見聴取の期日に出頭した当事者（行政処分の名宛人となるべき者）に対して説明されることなどが、今回の改正で定められています。

二つめが、公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠については、当事者に閲覧などを認めるといった改正がなされています。

(4) 施行日

施行は、公布の日から起算して1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日からとされています。